

上天草市病院事業患者輸送車使用要綱

制定 平成25年12月24日病院事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 上天草市病院事業が所有する患者輸送車の使用については、上天草市病院事業公用自動車管理規程（平成25年病院事業管理規程第10号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(使用)

第2条 患者輸送車の使用は、次に掲げる場合とする。

- (1) 上天草市立上天草総合病院（以下「上天草総合病院」という。）に付随する業務であって、入院、退院、転院又は医療機関（上天草総合病院を含む。）に受診する場合であって、上天草総合病院の医師が必要と認めた場合
- (2) その他上天草市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた場合

(利用者)

第3条 患者輸送車を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 寝たきりの状態にあるもの又は歩くことが困難な程度の障害を有するものであって、近親者（2親等内の親族をいう。以下同じ。）による送迎が困難なもの
- (2) 65歳以上の者のみで構成されている世帯又は要介護状態の者（身体上又は精神上の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とするものをいう。）のみの世帯のものであって、近親者による送迎が困難なもの
- (3) その他管理者が特に必要と認めたもの

2 利用者は、患者輸送車を運転する者の指示に従わなければならない。

(使用の申請等)

第4条 患者輸送車により患者を輸送する場合は、利用者又はその委任を受けた者は、あらかじめ、患者輸送届（別記様式）を管理者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 前項の使用料については、実費の範囲内において管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別記様式

決 裁	院 長

処 理	事務部長	看護部長	担当師長	医 事 課	総務課

患者輸送届

患 者 氏 名	男 ・ 女 年 齡 歳
住 所	
病 名	
輸 送 日	年 月 日 (時 分 ~ 時 分)
輸 送 先	1 施設名 () 2 自宅
同 乗 者	
輸 送 方 法	1 救急車 2 ヘリコプター 3 病院車 (患者輸送車)

移 送 理 由

主 治 医 _____ 印

病院車 (患者輸送車) 等使用料の実費負担に関する同意書 (病院車を使用する場合)

病 院 車	輸送距離 k m (1 km 当たり 100 円)	金額 円
その他 (高速道路使用料等)	実費負担内容 ()	金額 円
合 計		金額 円

上記の病院車 (患者輸送車) の使用料その他実費に係る料金を負担することに同意します。

平成 年 月 日

住 所

患者氏名

印